# 札の御案

令和3年度 第2回 (立木)

立木資格付一般競争入札物件明細書

令和3年6月16日(水) 13時30分入札開始

茨城森林管理署入札室

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に 関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

茨城森林管理署

,510-0832 水戸市笠原町978-7 TEL 050(3160)6005 FAX 029(243)7125

## 公 売 公 告

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程(昭和25年5月17日農林省告示第132号)及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和3年6月16日(水)

入札開始 13時30分 (※受付開始13時15分、受付締切13時30分)

- ※1号物件から順次、締切り、開札を実施します。
- 2 入札及び開札の場所茨城森林管理署 入札室
- 3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978-7 茨城森林管理署

(2) 到着期限 6月15日(火) 17時00分必着。

\*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

物件番号ごとに内封筒(物件番号記載)に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお入札書の日付は、入札日当日として下さい。

- 4 入札物件
  - (1)次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。
    - ア 売払番号
    - イ 物件所在地
    - ウ 伐採種(皆伐・間伐)
    - エ 国有林・分収造林・分収育林の区分
    - 才 搬出期間
    - カ 樹種・数量・収穫面積
  - (2)物件毎の特約事項・入札条件等については、別紙4「特約事項」を参照して下さい。

## 5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている 者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1)予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

## 6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

## 7 契約保証金

免除します。

#### 8 入札金額及び消費税

- (1)入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2)入札書に記載された金額に消費税相当額 10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

## 9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

## イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

## (2)無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない 者のした入札
- エ 記名を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに談合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若し くはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- ケ 入札時刻に遅れてした入札
- コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反 する行為が認められた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

## (3) 落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上 で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となる べき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定しま す。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

## 10 契約の成立及び締結期限

- (1)契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- (2)契約の締結期限は令和3年6月25日(金)までとします。

## 11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

#### 12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する

物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定める ところにより認めます。(年利0.64%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金=(契約代金×延納期間×延納利率)÷365日 ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

#### 13 物件の引渡

- (1)物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2)物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を茨城森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は(みなし引渡しを含む)、国有林野の産物売払規程第35 条に基づき、物件引渡領収書を茨城森林管理署長に提出して下さい。

#### 14 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書:茨城森林管理署又は茨城森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書(案):茨城森林管理署で閲覧して下さい。

## 茨城森林管理署のホームページアドレス

http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/ibaraki/index.html

## (2) 各規程等

- ア 国有林野事業林産物売買契約約款
- イ 国有林野の産物売払規程
- ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
- エ 各種様式(別紙1:委任状、別紙2:入札書) 上記ア〜エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。 関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報 ホームページを閲覧できない方は、茨城森林管理署業務グループ(経営

担当)へお問い合わせ下さい。

## 関東森林管理局のホームページアドレス

http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html

## 15 その他留意事項

- (1)入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別 紙3)に同意したものとします。
- (2)本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3)発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 事業着手前に管轄の森林事務所へ「立木販売箇所の作業計画届」(別紙5) を提出していただきます。
- (5)種苗事業における精度の高い計画の策定のため、立木販売実行に係わるスケ ジュール(別紙6)の提出のご協力をお願い致します。
- (6) 買受人は、搬出完了時延滞なく管轄森林事務所へ搬出済届を提出していただきます。

## 16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

## 〈問合せ先〉

茨城森林管理署 業務グループ (経営担当)

電話番号 050-3160-6005 FAX番号 029-243-7125

## お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html

## 委 任 状

## 代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称 代表者氏名

担当官 長

殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項をが記載された適宜の様式を使用して も差し支えない。

## 委 任 状

私は、都合により

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 委 任 事 項

- 1 立木資格付一般競争入札に関する一切の件
- 2 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

年 月 日

分任契約担当官 茨城森林管理署長 殿

住 所

商号又は名称 代表者氏名

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項をが記載された適宜の様式を使用して も差し支えない。

## 入 札 書

#### 入札番号 第 号

仿	計 千万	百万	十万	万	千	百	+	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約 額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関 東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

> 令和 年 月  $\boldsymbol{\mathsf{B}}$

分任契約担当官

茨城森林管理署長 殿

(入札者) 住 所

商号又は名称 代表者氏名

(代理人) 氏 名

#### (注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
  2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」 を記入すること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
  - (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると き
  - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき
    - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - (1)暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 特約事項

- 1. 調査木については、原則全て伐倒・搬出すること。
- 2. 搬出作業時には、沢に入った末木枝条、残材等の片付けを行い、森林官の確認、指示を得るこ。 (手直しも想定されることから林業機械収去前とする)
- 3. 森林作業道施工箇所の地形、地質、土質等の条件を考慮しない路線設計や不適切な排水処理 縦断勾配、切土高等、作設指針に基づかない森林作業道を作設したことに起因し、一部地域の皆 伐後の造林地等において台風や大雨により森林作業道の表土等が林地や林道等へ流出する事 例が発生していることから、別紙7「特記仕様書」に基づき作設すること。 また、事業期間中、別紙8「森林作業道作設時のチェックリスト表」に基づき森林官が確認すること
- 4. 搬出支障木の調査、売払いは原則1回とします。

となるので、指示を受けた内容について適切に処理すること。

- 5. 石標、コンクリート標等の官民境界標識は、国有林と民有地との境界を示す大切なものですので、伐採・搬出にあたっては、毀損、亡失、抜去等のないように作業を進めるようお願いします。 万一、毀損等があった場合は、買い受け人の責任に於いて復元していただきます。
- 6. 林産物の搬出に使用するトラック運搬においては、運搬に使用する車輌が運搬区間を走行できるか現地確認の上、入札して下さい。
- 7. 公道利用における申請については、買い受け人において所定の手続きを行うことになります。
- 8. 間伐売り払い区域内の搬出路の作設にあたっては、<u>物件材積の5%を超えないよう</u>搬出路を 検討していただくとともに、搬出支障木の調査・売り払いは、1回を原則といたします。
- 9. <u>搬出支障木の調査及び事務手続きには時間を要することから、予め余裕をもって当該森林事務所に申し出ることとし、必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振り込み証</u>書の写しを森林管理署長に提出のうえ作業に着手すること。
- 10. 自然公園特別地域に指定されている区域の伐採にあたっては、以下の条件を遵守すること。
  - (1) 自然公園利用者に対する安全対策を取り、公園利用の障害とならないようにすること。
  - (2) 希少種をはじめとする動植物の保護に十分配慮すること。
  - (3) 土砂流出等の災害が発生しないように対策を講じること。
  - (4) 残材等は公園外に搬出し、適正に処理すること。
  - (5) 他法令を遵守すること。
- 11. 契約時に、保安林協議済の搬出系統図をお渡しします。これ以外の搬出路を選定する場合は改めての協議となり、数週間を要することとなります。

## 分収林の振込関係

1. 1~4、6は分収育林 5、7号物件は分収造林ですので、民収分は指定の口座への振込み をお願いします。

なお、民収分納入に係わる振込み手数料は契約者が負担することとなります。 (分収造林の振込み手数料については予め予定価格から控除してありますので申し添えます。)

2. 民収分の代金についての延納は認めません。

nm
Щ
画
.—
十
₩
坐
2
6
_
_
占
_
<b>断</b> 所
売箇所(
<b>断</b> 所
売箇所(

立木販売箇所の作業計画届会が作り	森林官 殿	榖	名称	作表者名 電 話	区 分 内 容	契約方法等 · 公売 · 随契 契約月日 H·R 年 月 日	契約場所 国有林 林班 小班(全·内)	契約数量 ·面積 ha·樹種 外·材積 m3	伐採方法 ・皆伐 ・間伐 ・その他( )	作業の形態・諸負・その他	作業期間 自令和 年 月 日~至令和 年 月 日	搬出方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	従事作業員の内訳 ・作業員数 名(常雇 名 臨時 名)	計負等の場合の相手・名称方の住所・氏名・電話・代表者等連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現場責任者の氏名等・氏名	林業架線作業主任者,氏名	地山掘削作業主任者 氏名	車両系建設機械運転·氏名	かかり木の処理義務・氏名
	森林事務所				M		及が数数	<u> </u>	L	作業(	L			日 指 国 一 無負(					

# 記錄 安全指導の

安全指導等の内容		,		
作業の内容 従事者の数				
指導年月日 指導者名				

## 立木買受業者の皆様へ(協力のお願い)

別紙6

- ○種苗事業における精度の高い計画の策定のため、以下の項目についてご回答ください。
- ・提出にあたっては、皆伐のみとし、土場や作業道、林道支障木は不要です。
- ・提出時期は、契約後に「新規」として提出し、その後、着工時や計画の変更が生じた際に「変更」として適宜提出してください。

茨城森林管理署 業務グループ 森林育成担当

## 立木販売実行に係るスケジュール(新規・変更)

令和 年 月 日

					I I I H	•	,,	_
1	. 契約者住所氏名							
Ļ	= 変化ルのご オ							
2	.買受物件の所在							
	숙	和	年度 第	宫 回	公売			
			国有林	林	小班			
3	. 着手予定月							
		令和	年	月頃				
4	. 完了予定月							
		令和	年	月頃				
5	<ul><li>・ 棄権(予定)面積</li><li>買受物件についてはいるものの、特別な事ます。更新面積の正確</li><li>る場合はおおよその面</li></ul>	事情がある <b>全性を期す</b>	場合に ため、 取	おいては棄権 見状で棄権の	が認めら	れてし	1	
	棄権	(見込)面	i積 :	約	h a			

## 特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固な土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

#### 第1路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輌系機械が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

#### 2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

## 3 勾配•排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材作業を行う車両が、 木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸 太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。 なお、カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

## 第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、 または、土質に応じて6分(岩石の場合は3分)とする。

#### 2 盛土

盛土については、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとに バケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

## 3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

## 4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

#### 第3 周辺環境への配慮

公道等への土砂の流出、土石の転落を防止するために必要な措置をとる。 また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督員に報告し、 指示を受ける。

## 第4 その他

## 1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

## 森林作業道作設時のチェック表

				[·	内容の適否			
項目		確認内容	林小班	林小班	林小班.	林小班	林小班	指示事項
			月日	月日	月日	月日	月日	
伐開	1	伐開幅は、幅員に応じ必要最小限の幅となっ ているか						
	1	幅員は3mまでとなっているか				,		
幅員	<b>(3</b> )	林業機械での作業の安全性や作業性は確保 されているか(作業区間は0.5m程度付加さ れているか)						
	1	縦断勾配は、木材を積載した車両が安全に走 行できるか				-		
	2	縦断勾配は、緩やかな波状で分散排水になっ ているか	•					
勾配	3	横断勾配は原則水平となっているか						
· 排 水	4	横断勾配を谷側にわずかに低くした場合、必要に応じ丸太等で路肩の浸食防止を行っているか				-		
	(5)	下り走行のカーブの谷側は水平となっているか	-					
	6	上記⑤のカーブでは上部の入り口付近で排 水しているか						
LTI .L	1	切土の法高は1.5m程度以内となっているか						
切土	2	法面勾配は直切りとなっているか(土質、切土 高が高い場合は6分(岩石3分))						
e#	1	概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯 で十分締め固めを行っているか						
盛土	2	法面の勾配は、概ね1割となっているか(盛土 高が2mを越える場合は1割2分)						
簡易 構造 物	1	構造物の設置は現地発生資材(丸太等)を活用しているか			-			
	1	土砂の流失、土石の転落防止は適切に行わ れているか				·		
	2	根株やはぎ取り表土は盛土法面の保護として 活用されているか	-					
その他	3	表土は真土と交互に概ね30cmごとの層毎に バケットで十分締め固めを行っているか						
	4	根株は作業に支障がないよう固定されているか						
	(5)	根株は丸ごと路体内に完全に埋没していないか						

注) 内容の適否は、適切が〇、一部修正が必要なもの $\Delta$ 、否が×を記載する。なお、 $\Delta$ と×の場合は、必要な指示を行い、指示事項欄にその指示内容を記載する。

## 立 木 入 札 物 件 一 覧 表

入	<i>*/</i> * ± <b>⇔</b>		物(	牛 所 在	地		++	-	数	量	見	積	
札 番 号	管轄 事務所	材 種	市町村 大 字	国有林	林小班	樹 種	林齢	面 積	本数	材 積	単価	金 額	備考
1	真壁	立木 (皆伐)	つくば市 平沢	上沢	212 よ1	スギ外2	70	2.75	2,229	1,850.89			分収 育林
2	八郷	立木 (皆伐)	石岡市 小幡	上人入	221 う1	スギ外2	57	8.83	5,037	3,855.43			分収 育林
3	久米	立木 (皆伐)	常陸太田市 和久町	犬吠	73 (1	スギ外2	55	18.16	15,332	7,636.64			分収 育林
4	大子	立木 (皆伐)	大子町 頃藤	糸沢	2137 れ	スギ外3	57	8.92	7,433	3,983.28			分収 育林
5	大子	立木 (皆伐)	大子町 頃藤	糸沢	2137 そ	スギ外2	61	4.93	6,767	4,256.93			分収 造林
6	上君田	立木 (皆伐)	高萩市 上君田	竪石	1093 は4	スギ外3	55	4.24	4,340	2,691.76			分収 育林
7	上君田	立木 (皆伐)	高萩市 上君田	竪石	1088 เงา	スギ	66	0.50	947	932.67			分収 造林
計								48.33	42,085	25,207.60			

※2、5号物件は再度入札物件です。

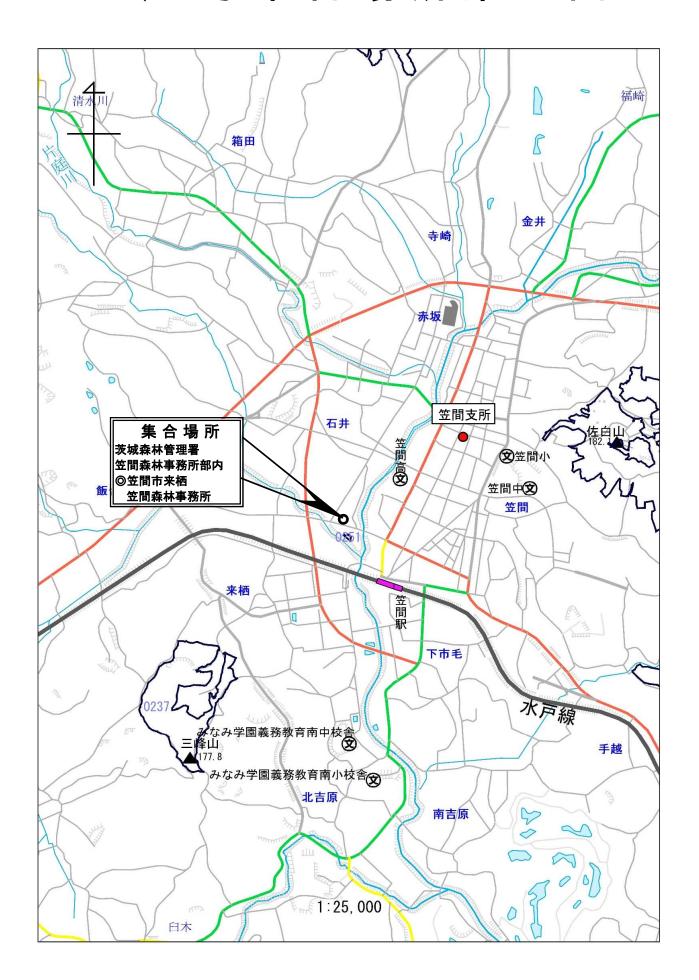
7 ±1	7 ±1	3	番札		2	番札		1 7	番 札		莈
入札 番号	入 札 枚 数	氏 名	金	額	氏 名	金	預	氏 名	金	額	落否
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											

## 現 地 案 内 日 程 表

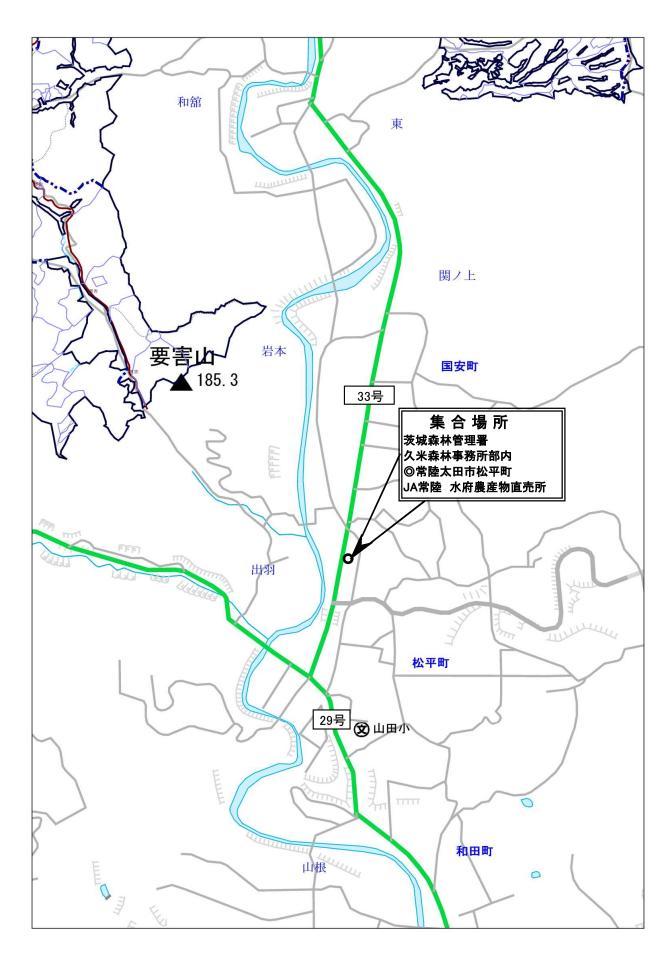
## ※ 雨天決行

7 +1				
入札 番号	林小班	案内年月日	集合場所	案 内 者 
1	212よ1 分収育林	令和3年6月3日(木)	笠間森林事務所 午前9時00分	真壁森林事務所 <sub>森林官</sub> 安達 義文 TEL 0296-55-0220
2	221う1 分収育林	令和3年6月3日(木)	笠間森林事務所 午前9時00分	八郷森林事務所 <sup>首席森林官</sup> 髙木 康子 TEL 0296-72-0390
3	73い 分収育林	令和3年6月1日(火)	JA常陸水府物産センター 午前11時30分	久米森林事務所 首席森林官 谷田部 浩 TEL 0294-72-0699
4	2137れ 分収育林	令和3年6月1日(火)	頃藤·上小川駅 午前9時00分	大子森林事務所 <sub>地域統括森林官</sub> 豊田 正美 TEL 0295-72-0611
5	2137そ 分収造林	令和3年6月1日(火)	頃藤·上小川駅 午前9時00分	大子森林事務所 地域統括森林官 豊田 正美 TEL 0295-72-0611
6	1093は4 分収育林	令和3年6月2日(水)	花貫物産センター 午前9時30分	上君田森林事務所 <sub>森林官</sub> 松本 仁 TEL 0293-22-3030
7	1088い1 分収造林	令和3年6月2日(水)	花貫物産センター 午前9時30分	上君田森林事務所 <sub>森林官</sub> 松本 仁 TEL 0293-22-3030

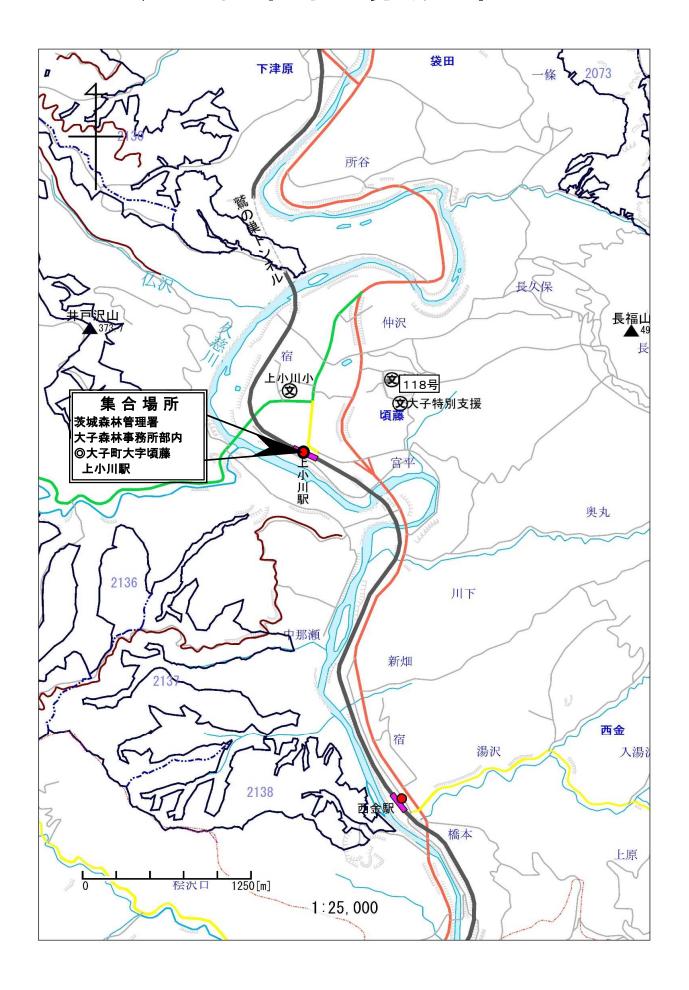
# 1、2号集合場所案内図



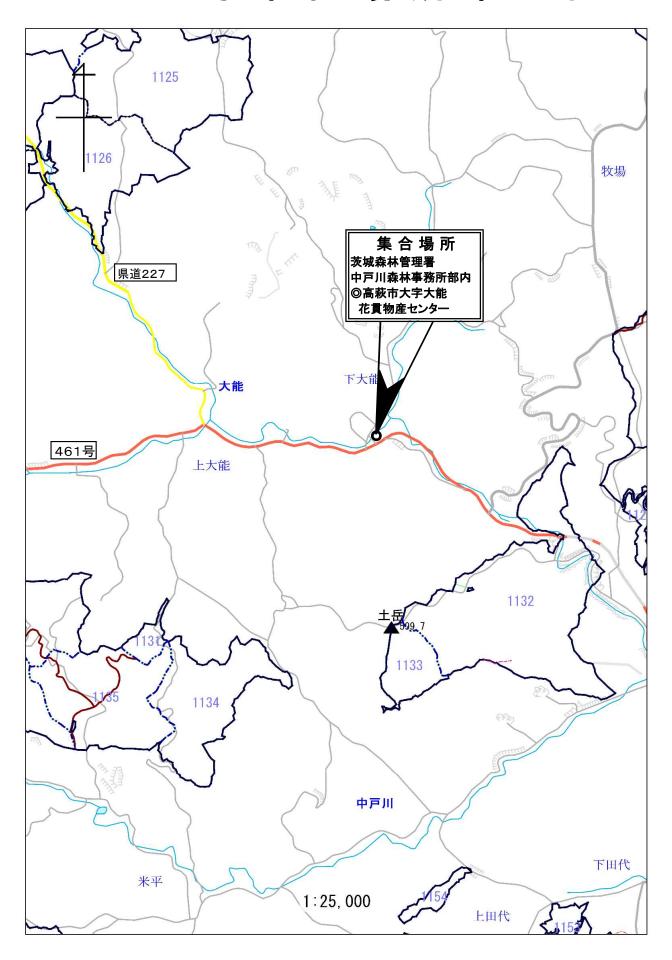
# 3号集合場所案内図



# 4、5号集合場所案内図

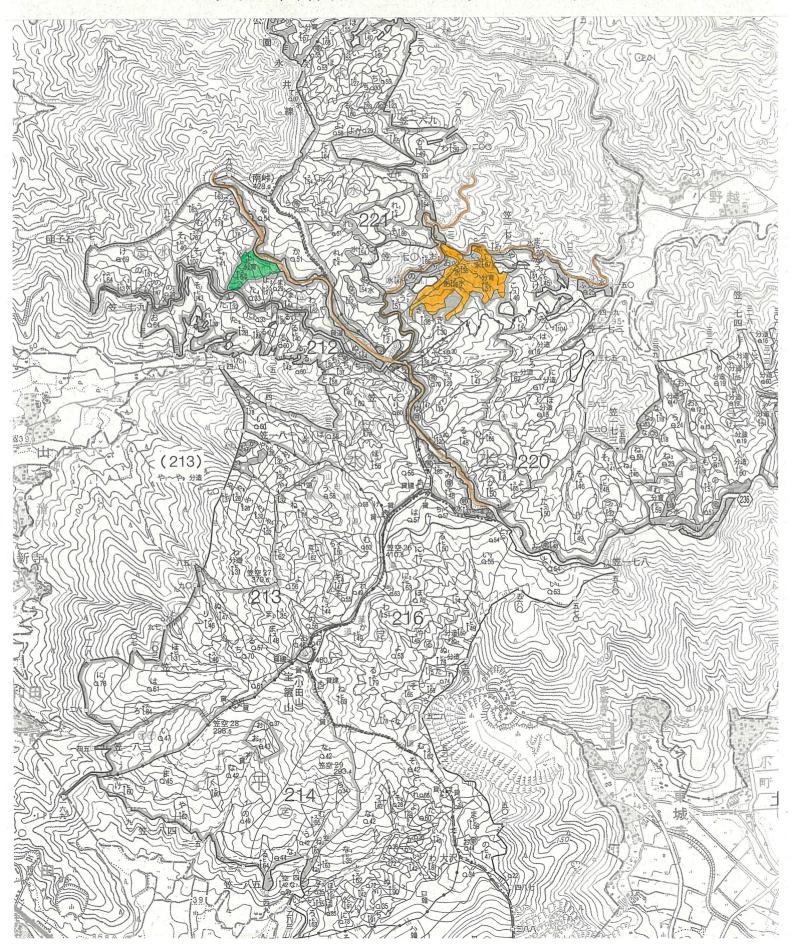


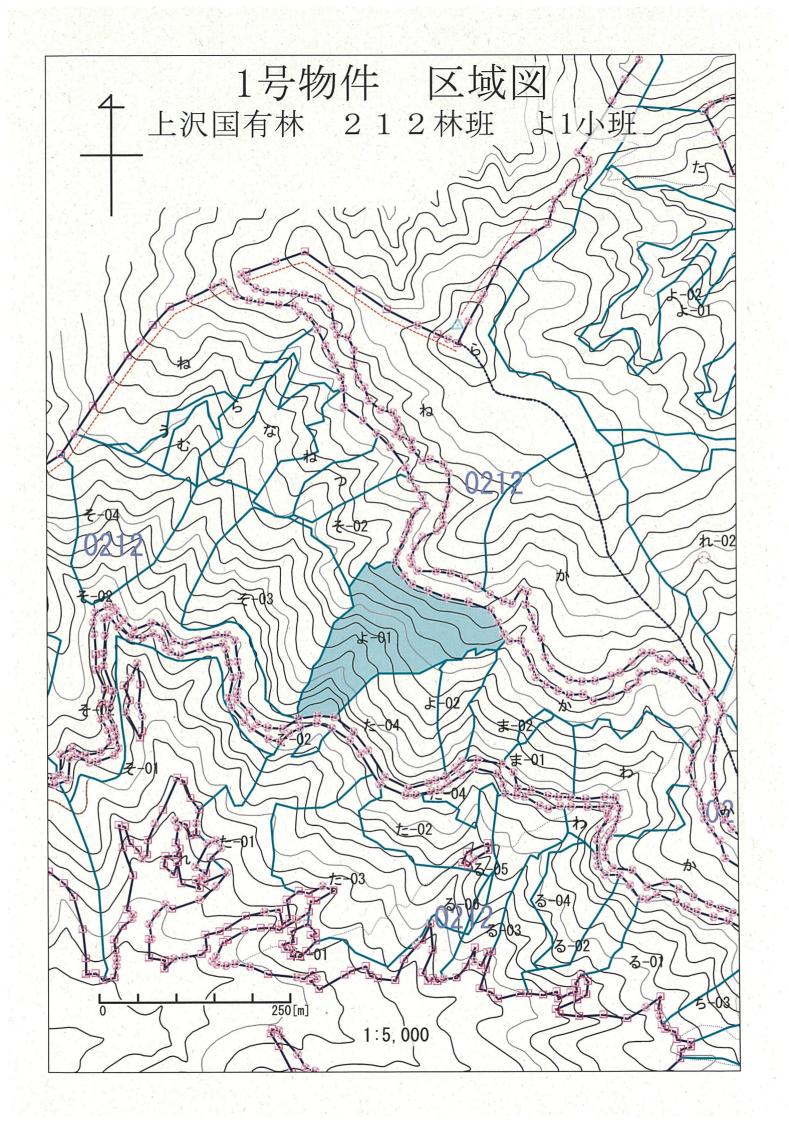
# 6~7号集合場所案内図

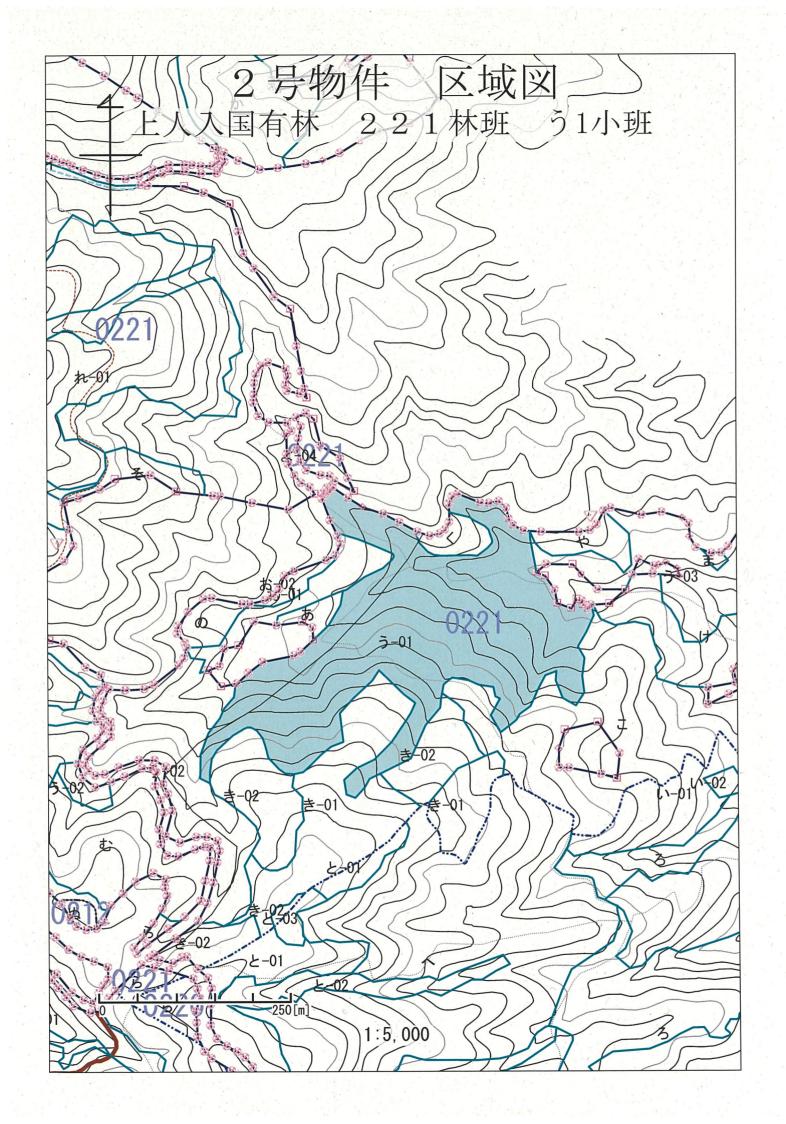


## 1、2号物件 位置図

上沢 国有林 212 林班 よ1 小班 上人入 国有林 221 林班 51 小班

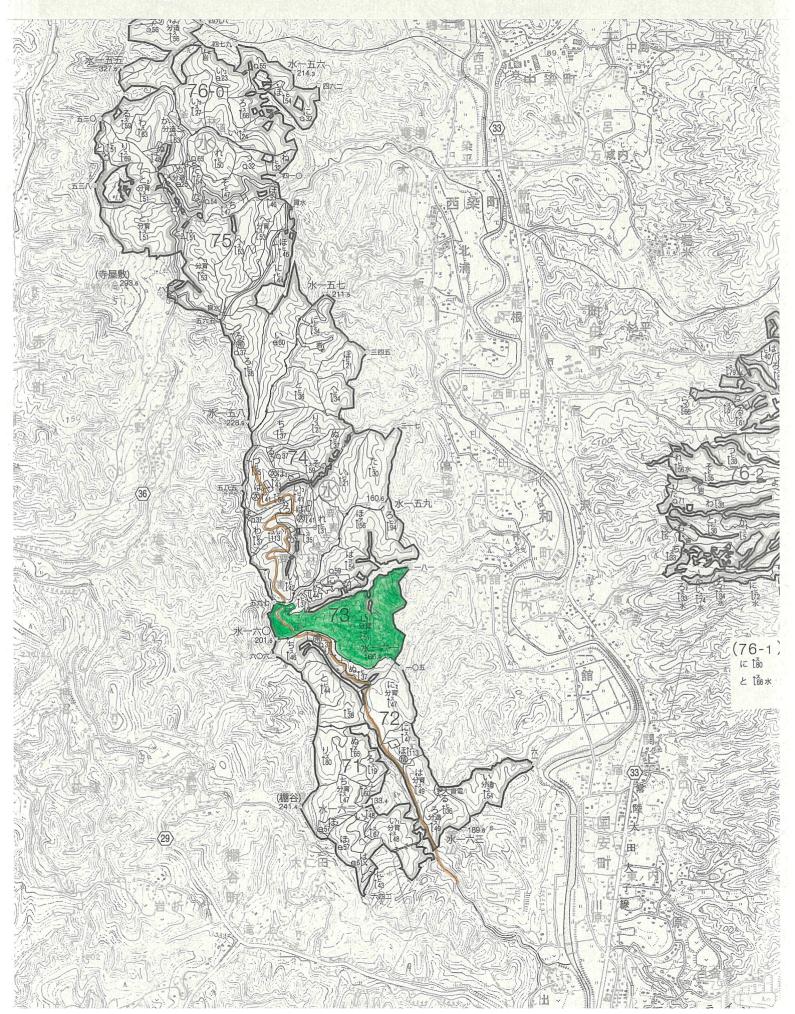


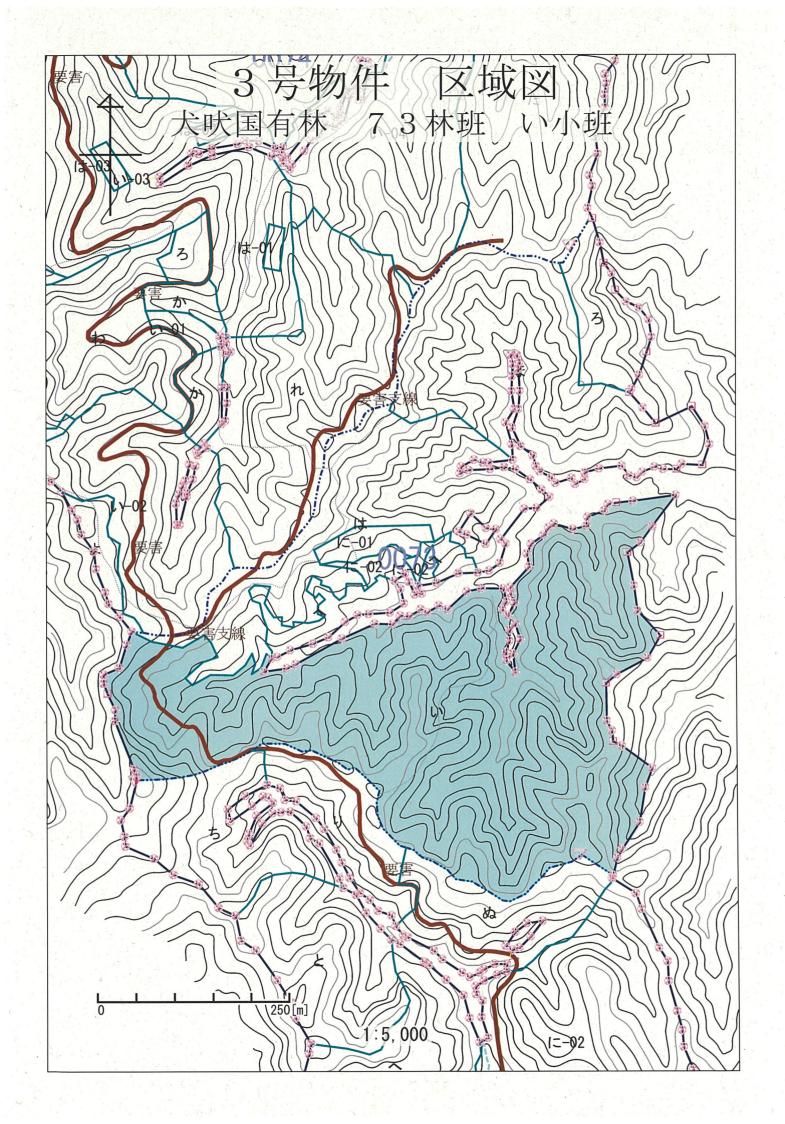




3号物件 位置図

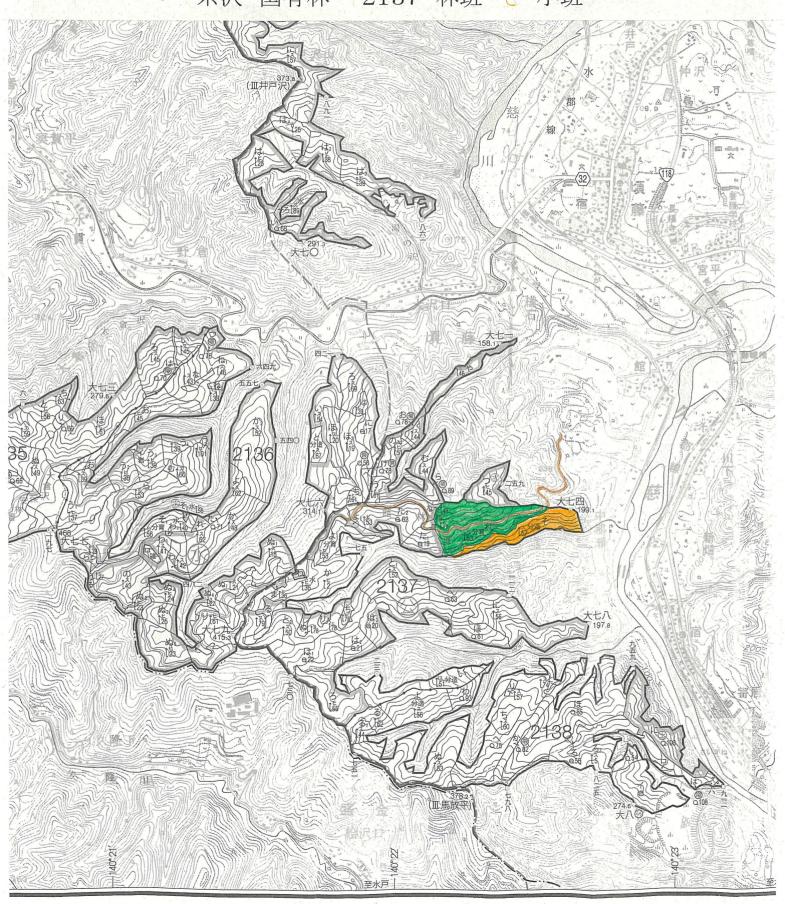
犬吠 国有林 73 林班 い 小班

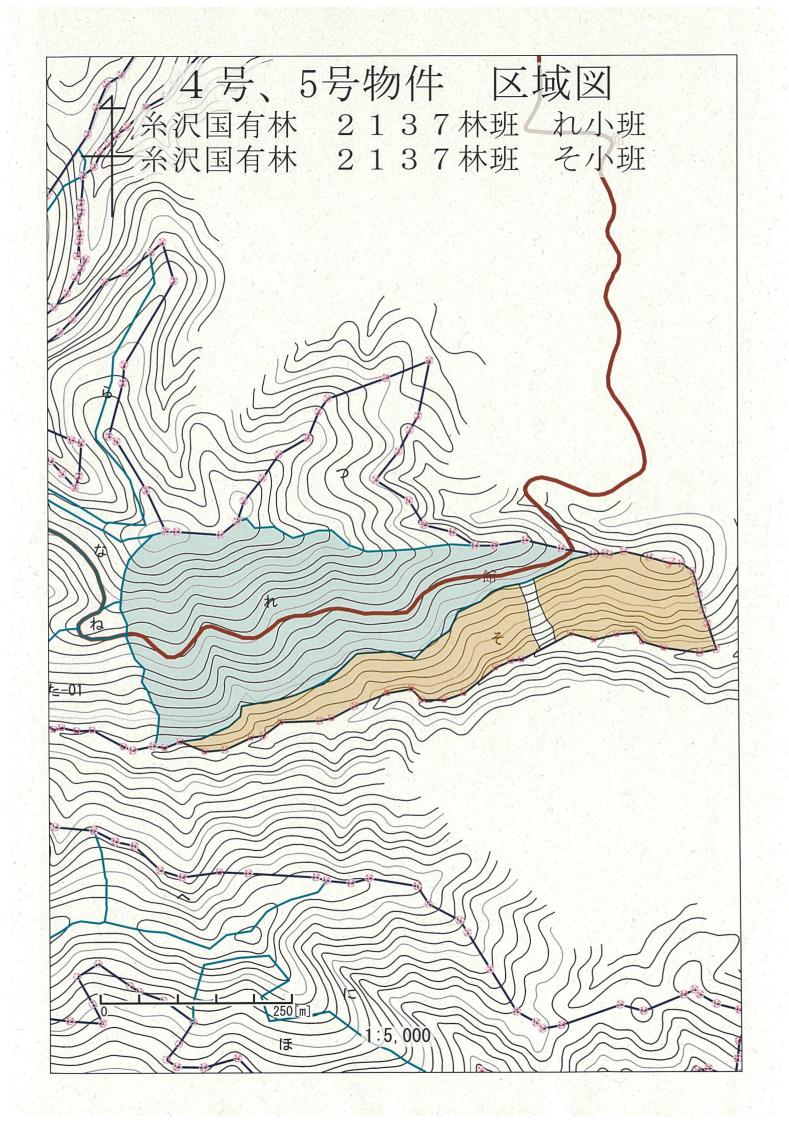




## 4、5号物件 位置図

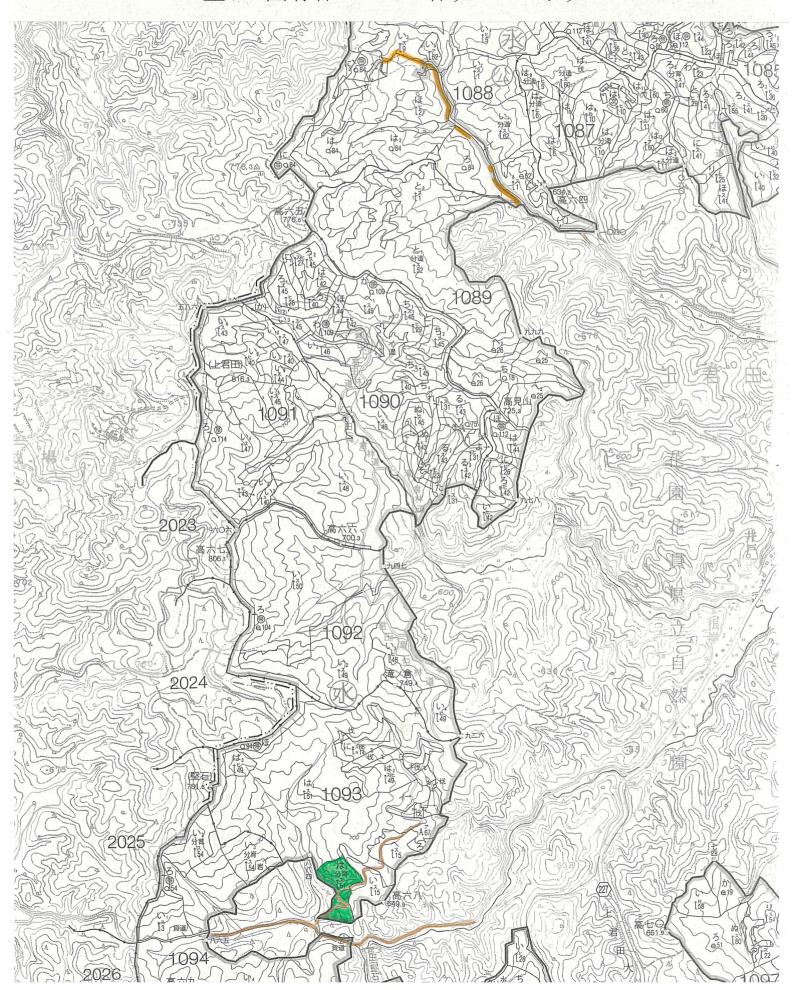
糸沢 国有林 2137 林班 れ 小班 糸沢 国有林 2137 林班 そ 小班

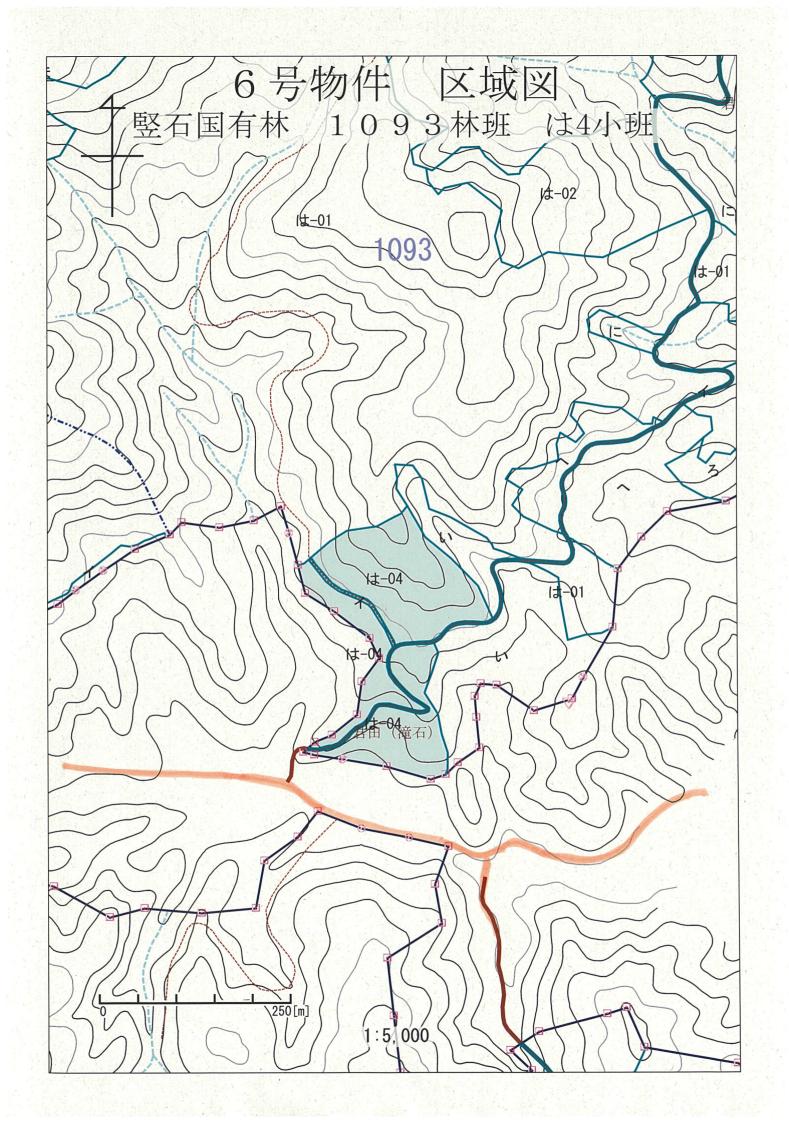


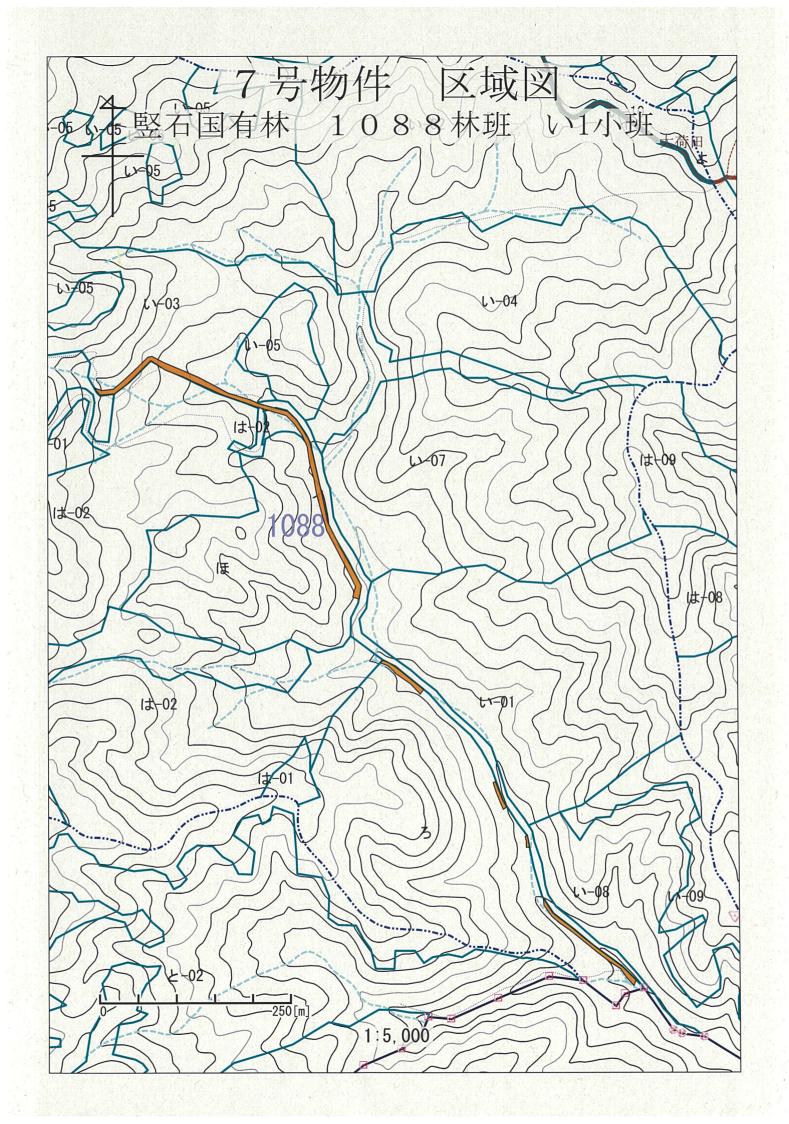


6、7号物件 位置図

竪石 国有林 1093 林班 は4 小班 竪石 国有林 1088 林班 い1 小班







	بحه ټ		材積				
	·一ナー数:7) 3 種特別地域		本数 ,				
靊	大器		-				
	分収育林 (才 国定公園第		及 樹高	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	5		径級			<b>₹</b> 7	
期限	'.		区分		小計	低質材	樹種計
搬出期限	247		材積			38.93	38.93
(m)	. 89		本数			61	61
総材積	1,850.89	争	極			11~18	
(₩)	29		径級			18~52	
総本数	2, 229		区分	—— 股村	小計	低質材	樹種計
(ha)	2.75		材積	0.21 0.45 0.45 0.45 2.20 15.84 17.20 35.88 49.84 77.49 77.49 77.49 99.19 99.10 70.56 70.56 71.71	830.31	30.13	860.44
面積	2.		本数	87878701 87878701 8888887887 88987 8997 8997 8977 8077 80	1,028	77	1,105
伐別	(皆伐)	ヒノキ	樹高			11~20	
主間伐別	主伐(		径級			10~36	
林齢	20		区分	<u> </u>	小計	低質材	樹種計
宝	林小班		材積	0.07 0.10 1.80 6.08 8.75 17.92 21.20 43.61 65.10 72.68 83.16 83.16 85.68 102.60 102.60 102.60 116.64 116.64 12.05 13.00 13.00	941.39	10.13	951.52
物件所在地	上沢国有林 212よ1林小班		本数		1,030	33	1,063
	21	スギ	樹高			9~22	
番品			径級			10~34	
入村番号			区分	——	小計	低質材	樹種計

入札番号 2

備考 分収育林(オーナー数:7) 国定公園第3種特別地域

搬出期限 36ヶ月

総材積 (㎡) 3,855.43

総本数 (本) 5,037

面積 (ha) 8.83

林齢 57

物件所在地 上人入国有林 221う1林小班

主間伐別主伐(皆伐)

	材積				
	-			,	
	5 本数				
	断高				
	径級				
	区分		小計	低質材	樹種計
	材積		-	221.96	221.96
	本数			343	343
他	樹高			12~20	
	径級			20~58	
٠	区分		小計	低質材	樹種計
	材積	1. 47	2.41		2.41
	本数	<u> </u>	2		2
<b>E/</b> ‡	迴	219	-		
	径級	8 8 4 9 4 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9			
	少区		小計	低質材	樹種計
	材積	2.1 78 2.1 78 48. 25 48. 25 83. 20 145. 08 189. 52 248. 08 304. 64 311. 85 341. 43 331. 76 255. 42 255. 42 255. 42 131. 10 95. 41 95. 41 95. 41 37. 42 86. 05 87. 25 88. 05 88. 25 89. 28 89. 28 80. 31 80.	3, 585. 53	45.53	3, 631.06
	本数	80-100444448889	4, 488	204	4,692
7#	動	49LL22222222222222222222222222222222222		13~27	
	经级			10~44	
	公公	(A)	小計	低質材	樹種計

		_						
	36)			材積			91.23	91.23
備考	分収育林 (オーナー数: 水源かん養保安林			本数			261	261
備	育林 (オ- 水源かん		重	極			12~21	
	分収			径級	·		14~52	
期限	·月			区分	一般材	小計	低質材	樹種計
搬出期限	367			材積		-	11.59	11.59
(m)	3.64		- 1	本数			13	13
総材積 (m)	7, 636. 64		アカマツ	動			15~24	
( <del>¥</del> )	5, 332		ı	径級			20~48	
(本) 級本級	15,				般対	小計	低質材	樹種計
(ha)	18.16			材積	3. 78 23. 30 59. 67 126. 00 234. 48 367. 80 529. 72 548. 68 514. 63 332. 84 97. 01 1. 99 22. 05 22. 05 22. 05 22. 05 22. 05	4, 209. 61	181.43	4, 391.04
面積	18			本数	2470711 0247082421 02007087408811 0200708408811	9,673	879	10,552
伐別	(皆伐)	1 1	r/#	垂			8~21	
主間伐別	主伐(			径級			8~44	
林齢	55			区分	- 股投	小計	低質材	樹種計
<b>三地</b>	14	7/2		材積	0.56 5.39 45.78 96.88 96.88 153.00 224.40 227.8.57 268.00 278.57 278	3, 108. 70	34.08	3, 142. 78
物件所在地	犬防国有林731.7林小班			本数		4, 372	134	4, 506
			スギ	樹高			9~24	
入札番号	3			径級			8~34	
入札				区分	 	小計	低質材	樹種計

	:24) 通地域	8		材積			120.61	120.61							
考	分収育林(オーナー数:24) 都道府県立自然公園普通地域			本数			322	322							
備考	5林 (オー 5県立自然			樹高			8~23								
	分収育林 都道府県			径級			14~56								
搬出期限	A			区分		小計	低質材	樹種計							
	367			材積			0.88	0.88							
(m)	. 28			本数			2	2							
総材積	3, 983. 28		アカマツ	樹高			13~16								
( <del>¥</del> )	7, 433		Ė	径級			28~30								
総本数(本)		-	,	区分		小計	低質材	樹種計							
(ha)				材積	0.88 3.74 14.56 47.67 133.12 221.10 337.06 459.08 412.41 415.80 305.76 237.36 148.52 17.88 17.88 17.88 17.88	3, 469. 57	17.72	3, 487. 29							
面積				本数	75080808080807 -2009080807 -20090807 -200908 -	6,615	135	6,750							
伐別	(皆伐)		ヒノキ	断高			11~18								
主間伐	主伐(			径級			8~26								
林齢	57			区分	<b>                                     </b>	小計	低質材	樹種計							
是	本景										材積	0.16 1.08 1.70 1.70 17.98 17.98 17.98 17.00 17.00 17.00 17.00 17.00 17.00 17.00 17.00 17.00	373.42	1.08	374.50
物件所在地	糸沢国有林 2137れ林小班				本数	-4r0404r0008r0-84m	354	5	359						
21	21		スギ	一种			10~20								
番号				径級	- UUUUUWWWWW44444RG 00U4080U4080U4080U		12~24								
入礼番号	4			区分	—	小計	低質材	樹種計							

入札番号

搬出期限

| 総材積 (㎡)

総本数(本)

面積 (ha)

主間伐別

林齢

3:7) 園普通地域			本数 材積																			
分収造林(3:7) 都道府県立自然公園普通地域		-	母高 イ																			
都道			径級																			
月			公公		小計	低質材	樹種計															
36ヶ月			材積			30.46	30.46															
4, 256. 93			本数			94	94															
4, 25		他	樹剛		·	16~21																
6, 767			径級			16~40																
6, 7			ات	 	小計	低質材	樹種計															
4.93			材積	1.80 8.32 31.50 41.04 41.04 50.66 66.60 6.79 31.68 3.1.68 3.1.68 3.1.68	562.06	15.71	577.77															
4		.1	本数	200 100 100 100 100 100 100 100 100 100	1,413	73	1,486															
(皆伐)		ヒノキ	断高	771 178 178 178 178 178 179 179 179		14~20																
主伐 (			径級	7		10~30																
61			区分		棉小	低質材	樹種計															
.林 小班																		材積	1. 20 6. 86 30. 60 60. 58 112. 00 200. 46 293. 51 286. 72 326. 00 328. 28 326. 00 328. 28 135. 88 135. 88 135. 88 135. 88 135. 88 135. 88 108. 80 56. 42 56. 42 56. 42 9. 80	3, 593.74	54.96	3, 648. 70
糸沢国有林 2137そ林小班			本数	-40000044480 -4000000444400 0000000000	4, 985	202	5, 187															
2.		スギ	樹高			14~24																
5			径級	0000000000000000000000000000000000		10~34																
			区分	—————————————————————————————————————	小計	低質材	樹種計															

備考	12)	地域	-			-	-	-	-	-	材積			128.19	128.19							
	分収育林(オーナー数:12) 水源かん養保安林	都道府県立自然公園普通地域									-		-			131.			-		-	
	育林 (オ- 米源かん	府県立自約				軸			7~20													
	分份	報道	!	径級			8~50															
搬出期限	田			ŀ	-	区分		小計	低質材	樹種計												
	247			材積			4.61	4.61														
(m²)	2, 691. 76		- 1	本数			9	9														
総材積 (m)	2, 69	1 1	アカマツ	動			14~17															
(本)	140		-	径級			26~50															
総本数 (本)	4,340			النث	— 股 女	小計	低質材	樹種計														
面積 (ha)	4.24				材積	0. 63 1. 30 4. 80 9. 00 29. 68 35. 00 37. 00 9. 52 9. 52 0. 89 0. 89 0. 97	228.23	3.37	231.60													
面積	4		. 1	本数	001 000 000 000 000 000 000 000 000 000	663	49	712														
伐別	(皆伐)		ヒノキ	<b>.</b> I	- HILL I	<u> </u>		3~15														
主間伐別	主伐(			径級			4~20															
林齢	55								区分		小計	低質材	樹種計									
物件所在地	***													材積	0. 27 2. 08 10. 08 27. 00 60. 80 115. 86 240. 72 240. 72 240. 72 240. 72 240. 72 240. 72 240. 72 240. 72 240. 72 240. 72 250. 72 232. 00 115. 34 44. 25 26. 39 10. 85 116. 80 26. 39 27. 10. 85 27. 26 27. 26 27. 27 27. 27. 27 27. 27. 27. 27. 27. 27. 27. 27. 27. 27.	2, 309.93	17.43	2, 327.36				
	堅石国有林 093は4林小班	5						本数	-0000744880-01 -000074470000-040-0 -000001-046480000800	3, 129	95	3, 224										
	101		スギ	垂			5~24															
入札番号	9	>		径級			6~30															
				区分	— 般 材	小計	低質材	樹種計														

販売物件明細書 | 入却悉早 |

		_																		
備老		通地域	通知政	材積																
	分収造林(3:7) 水源かん養保安林	都道府県立自然公園普通地域	-	本数																
	分収造林(3:7) 水源かん養保安?	<u> 県立自</u>		樹高		-														
		都道府		径級		-														
搬出期限	Я			区分		小計	低質材	樹種計												
	24 5			材積			,													
(m)	.67			本数																
総材積 (m)	932.			樹高																
総本数(本)	947			径級																
	<sup>7</sup> 6			区分	•	小計	低質材	樹種計												
(ha)	0.50			*	9. 35 42. 20 42. 20 42. 12 43. 13 5. 62 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65	823.84	108.83	932.67												
面積 (ha)				本数	2048-470WUW-	669	248	947												
(大別)	(皆伐)			樹高	00000000000000000000000000000000000000	-	9~29													
主間伐別	主伐(			径級	44555555555555555555555555555555555555		8~56													
林齢	99			区分		小計	低質材	樹種計												
物件所在地	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	TOTAL	-				-							-	-	材積	0. 24 1. 08 2. 53 0. 25 7. 20 6. 84 6. 84 1. 47 7. 14 73. 70 9. 10 9. 10			
	堅石国有林 1088[11林小神	144111100											本数	79738444444444444444444444444444444444						
	1 0	Ž	スギ	軸。																
入札番号				径級																
				区分	三 表 左	小計	低質材	樹種計												